2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒305―8601 茨城県つくば市観音台２―１―９　農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係　斉藤いずみ
電話029―838―7217
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所にて無料で交付及び調達ポータル上にてダウンロード可能。
（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101）
⑶　入札、開札の日時及び場所　令和６年11月22日午前11時　持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。（郵便による入札の受領期限については、令和６年11月21日午後５時　上記３の⑴あて。）農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター本館入札室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書を作成し、令和６年11月18日午後12時までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び特定調達契約入札心得書第10条の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した申請書等を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : TAZO Seiji, Director General of Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Journal 1 Unit
⑷　Delivery period : 27 February, 2026
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have the Grade “A”, “B” or “C” in terms of qualification “Sale of product” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022, 2023 and 2024.
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑤　Prove not to be a period of receiveng nomination stop from the contracting officer etc.
⑺　Time-limit for tender : 11 : 00 A.M., 22 November, 2024 (tenders submitted by mail 5 : 00 P.M., 21 November, 2024)
⑻　Contact point for the notice : SAITO Izumi, Procurement Section, General Affairs Division, Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat, 2―1―9 kannondai Tsukuba City Ibaraki prefecture 305―8601 Japan. TEL 029―838―7217

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年９月27日
支出負担行為担当官
東京航空局長　今井　和哉
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○東空契第650号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　調達等件名及び数量　御宿ＴＡＣＡＮ　30kVA発電装置（製造・設置・調整）
⑶　引渡場所　仕様書による
⑷　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑸　履行期間　契約締結日の翌日から令和７年３月21日まで
⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。
また、本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⑺　建設リサイクル法対象案件　本案件は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた案件である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ又はＢ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書等の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から指名停止を受けていない者であること。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　次に掲げる要件を満足する者であること。
１）次に掲げる業務実績（履行中のものは除く。）を有する者であること。
・平成21年４月１日以降公告日までに完了した「１台あたりの定格出力が20kVA以上のディーゼル機関発電装置」を自ら設計及び製造（直結及び艤装を含む）し、納入した実績（契約）を有する者であること。
２）調達物品に対し、仕様書に基づく製造等を行える者であること。
・調達物品の設計及び製造を行うために必要な組織体制を有すること。
・調達物品の製造計画等が適切であること。